

村上市歴史的風致維持向上協議会 議事録（概要）

会議名	第2回 村上市歴史的風致維持向上協議会
日時	平成30年3月9日（金）13：30～16：20
会場	村上市教育情報センター会議室A・B（2階）
出席者	<p>【委員】 西村会長、岡崎副会長、大場委員、佐藤委員、益田委員、山口委員、会田委員、大嶋委員、板垣（茂）委員、高橋委員、竹内委員、桑原委員、板垣（敏）委員、東海林委員 ※欠席 大竹委員、山貝委員、須貝委員、川上委員、忠委員、祝委員</p> <p>【オブザーバー】 国土交通省北陸地方整備局建政部 大関都市調整官 計画・建設産業課 高橋課長補佐、森下係長</p> <p>【事務局】 都市計画課：中村課長補佐、鈴木係長、田中主査、大田主査、齋藤主事 生涯学習課：吉井課長補佐、竹内係長</p>
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 会長挨拶 3. 市長挨拶 4. 新任委員紹介 →竹内委員、祝委員及び板垣（敏）委員の3名 5. 報告 (1) 歴史まちづくりの取り組み状況について ※議事概要については下記のとおり。 6. 議 事 (1) 歴史的風致維持向上計画の変更について →変更計画（原案）のとおり承認。 ※議事概要については下記のとおり。 (2) 今後の歴史まちづくりの取り組みについて ※議事概要については下記のとおり。 7. その他 →答申書及び議事録を後日、送付。 8. 閉 会
議事概要	
<p>・この法定協議会は、市等が行っている歴史まちづくり事業の進捗状況や方向性を確認する重要な会議である。市の取り組み内容を確認する良い機会なので、様々な質問や意見をお願いしたい。（西村会長）</p> <p>■報告(1)について</p> <p>・伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」という。）指定を検討しているようだが、平成29年度に創設した「歴史的風致形成建造物保存事業」等の修理や修景の内容は文化庁に報告しているのか。歴まち事業と伝建の規制レベルは全く異なるので、将来伝建地区を指定する際の支障にならないよう留意してもらいたい。他所では、伝建地区内の建造物を歴まち事業（街なみ環境整備事業）で修景したのち文化庁から「これは伝建ではない」と指摘された事例があった。今後、事業実施にあたっては、制度概要や修理・修景基準等について文化庁とも密に連絡が必要である。（岡崎副会長）</p> <p>・「歴史的風致形成建造物保存事業」の対象となる建造物の区分について、パンフレットでは分りにくいことから、サンプル事例や建造物による区分表を添付したほうが良いのではないかと。（岡崎副会長） →パンフレットを改善する。（事務局）</p> <p>・「歴史的風致形成建造物保存事業」等について、まちづくり団体が補助を受けて修理や修景することは可能か？（山口委員） →建造物の所有者から同意を得た者であれば、補助を受けることが可能である。（事務局）</p> <p>・九品仏が大雪により倒壊したが、市で修理等の対応は可能か。（益田委員） →九品仏は、指定文化財ではないが、歴史的風致の一つとして計画書に記載しており、「歴史的風致形成建造物保存事業」は建築物及び工作物の外観の修理を目的とした事業であるが、この事業において修理補助が可能か今後、庁内において検討したい。（事務局） →来年度、開催される法定協議会において、結果を確認する。（西村会長）</p>	

- ・九品仏は石仏であり、建造物という考え方はおかしいのではないか？（大場委員）
- 国とのヒアリング時に、九品仏は、歴史的建造物であると回答を得ている。（事務局）
- 村上の九品仏は、一箇所には並んで設置されていない全国でも稀な石仏であり、指定文化財に値するものである。（大場委員）
- ・宗教的な建造物は歴史的風致形成建造物の指定対象としないのか？（大場委員）
- 社寺も対象としており、宗教的な要素は指定の条件ではない。（事務局）
- 肴町の観音堂や片町の庚申堂は、江戸期に建てられた後、多少改修されているが、いずれも古い建造物である。建築年代が古いものは、今後調査して把握する必要がある。（大場委員）
- 都市計画課においては、平成3年の伝統的建造物群保存対策調査及び平成14年の財団法人ナショナルトラストの調査結果の情報しかない状況である。今後は、文化財保護審議会等の文化財部局と連携、情報共有を図りながら、未調査の歴史的建造物所有者にも交渉を行いたい。なお、来年度の予算要求において、未調査の建造物も指定候補に追加できるよう4件分の建造物調査費を計上している。（事務局）
- ・村上町屋再生プロジェクトが補助を受けた「木づかい事業」は、公共施設の整備が対象となる事業だがなぜ、個人が所有する建造物の外壁の修景に補助を受けることができたのか？（西村会長）
- 道路などの公共的な箇所から傍観できる壁面を修景し、町並み景観を改善する行為を、公共的な箇所を整備する行為と判断し補助を行った。実績は、7件の物件の修景に対し、約660万円の補助を行っている。（桑原委員）

■議事(1)について

- ・今回、歴史的風致形成建造物の指定候補に追加する4件のうち、市が抽出した建造物と建造物所有者が指定の提案をした建造物ほどの建造物か？（会田委員）
- 「てんや味噌醤油店」である。（事務局）
- ・江戸期に建造された建造物を歴史的風致形成建造物指定候補の選定条件としていながら、大正期に建造された「てんや味噌醤油店」が指定候補として追加されている。明治期以降の建造物は指定候補として追加しないのか？（佐藤委員）
- 「てんや味噌醤油店」は建造物所有者自らが指定の提案をした建造物であり、財団法人ナショナルトラストによって調査済みの建造物であることから追加をした。「江戸期に建造された建造物」という歴史的風致形成建造物の選定条件は、今回の指定候補追加にあたっての抽出条件であり、来年度以降は、明治期以降に建造された建造物所有者と順次、交渉を行いながら指定の同意を得る予定である。（事務局）
- ・歴史的風致形成建造物指定候補の追加にあたり4件の歴史的建造物所有者と交渉し、1件の所有者から同意を得られなかったようであるが、どのような理由で不同意だったのか？（益田委員）
- 現所有者が管理できる間は建造物を維持するとのことだが、指定により同居をしていない次の世代の負担にならないようにしたいとのことと同意を得られなかった。（事務局）
- ・平成29年7月に14件の歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定しているが、変更する計画書内で指定候補のままとなっているが、変更の必要はないのか。（大関オブザーバー）
- 指定済みの歴史的風致形成建造物と指定候補の歴史的風致形成建造物を分けて記載できるのか、国に確認をする。（事務局）
- ・今後も計画の変更が想定できるが、計画書を印刷し直すことは難しいと思われることから、計画書の変更内容が分かるような資料を添付する必要がある。（岡崎副会長）
- 変更内容が分かるような資料を作成する。なお、計画の中期となる5年目頃を目途に計画書を再印刷する予定である。（事務局）

■議事(2)について

- ・取り組み状況を含め重点区域内の取り組みが多いようだが、重点区域外の歴史的風致の維持向上については、どのような取り組みを考えているのか？（西村会長）
- 「歴史的風致形成建造物保存事業」等、重点区域内の取り組みが多いが、歴史的風致の維持向上に関する22事業には、市全域を対象とした事業や景観形成助成金等の重点区域外の歴史的風致の範囲内を対象にした事業も実施している。これらの事業と併せ重点区域で実施する事業を他の歴史的風致の範囲内へ波及するよう取り組みを進めていきたい。（事務局）
- ・市では、電線管理者と無電柱化に向けた協議を行っているとのことだが、(一)村上停車場線の大町から小町区間については、無電柱化の協議は行わないのか。（益田委員）
- 無電柱化に向けた電線管理者との協議は、道路管理者が行うこととなっており、(一)村上停車場線の無電柱化については、新潟県が協議を行うこととなる。（事務局）
- 来年度からは、大町区間のアーケード部を拡幅するための物件補償調査を行う予定ではあるが、無電柱化は道路整備と一体的なものであり、電線管理者との協議も含め整備時期は未定である。（高橋委員）
- ・伝建地区指定を検討しているようだが、どのようなエリアを想定しているのか？（西村会長）

→エリアについては、現在、生涯学習課と検討中であるが、概ね国登録有形文化財や(財)日本ナショナルトラスト等の調査により歴史的建造物が多数現存している区域である(一)村上停車場線沿線の大町から庄内町の区域を想定している。(事務局)

- ・平成3年に旧武家町地区を対象に伝建地区指定に向けた調査を行っている。現在の伝建地区指定の文化庁の担当官が、この調査に携わった村上に縁のある人物であることから、この機会を逃さずに手続きを進めてほしい。(西村会長)

- ・歴史的建造物等の所有者等に対し「歴史的風致形成建造物保存事業」等のPRをどのように行う予定か？(西村会長)

→事業区域内の建造物所有者に対し、毎年度、補助を活用するかの調査を実施しながら事業の普及啓発を進めている。また、建造物の所有者に直接相談を受ける設計士や大工等に制度概要を普及することにより、この補助事業を活用した歴史的建造物等の保存に繋がると考えられることから、各種団体にPRを行っていききたい。(事務局)

■歴史まちづくりの今後の動向について(西村会長からの情報提供)

- ・昨年3月に国から答申が出され、歴史まちづくり計画の継続が決定された。現在、初期の認定自治体である金沢市等で2期計画を策定しており、歴史まちづくりは息の長い取り組みとなっている。

- ・これまでの文化財は、保存に主眼が置かれていたが、現在は、活用にシフトしている。今国会に提出された文化財保護法改正案では、文化財の保存活用計画を自治体が策定することが定められており、計画策定自治体に対しては国の優遇措置がある。村上の場合は幅広い要素を含めた計画になると思うが、計画策定に向けて努力してもらいたい。

■建造物の外観の修理・修景の考え方について(岡崎副会長から説明)

- ・建造物の修理や修景にあたっては、建造物や景観の信正性に基づいた修理や修景が必要である。

- ・歴史的建造物の修理は、地域固有の意匠形態に修理することが必須であり、他の地域の意匠形態を取り入れた修理は不可。

- ・特に非歴史的建造物の修景は、古色塗りや「～風」が増え、近くにある本物の歴史的建造物の景観を阻害している例も多くなっている。見せかけだけの修景は「本物」ではなく、歴史的建造物に調和した修景が必須である。

以上